

# 綾部市原子力災害住民避難計画

令和7年6月

綾 部 市

## 目 次

### 1 基本的事項

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 避難計画策定に当たっての基本的考え方
- (3) 避難計画の運用上の確認
- (4) 避難等に関する指標

### 2 計画の対象範囲

### 3 避難に関する情報伝達

- (1) 住民等への伝達
- (2) 市における連絡系統図
- (3) 伝達内容

### 4 避難誘導及び住民の輸送

- (1) 避難対象範囲の避難時集結場所、避難場所等
- (2) 避難用車両の確保
- (3) 避難の確認
- (4) 事業所従業員、観光客等一時滞在者等への対応

### 5 要配慮者への配慮

- (1) 在宅の要支援者の避難について
- (2) 社会福祉施設の受入先確保について
- (3) 学校、幼稚園等の避難等

### 6 医療体制の確保

- (1) 救護所の設置
- (2) 原子力災害時における医療体制

### 7 安定ヨウ素剤の配布・服用

### 8 市外避難状態が長期化する場合

### 9 計画の見直し

# 1 基本的事項

## (1) 計画の位置づけ

原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針(平成 24 年 10 月 31 日)において、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective action planning Zone)の目安が原子力発電所から概ね半径 30 kmとされたことにより、綾部市における原子力災害に係る住民等の避難について必要な事項を定めるものとする。

## (2) 避難計画策定に当たっての基本的考え方

関西電力株式会社高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所で、住民等に影響を及ぼす事故・故障等が発生した場合、綾部市は、国、京都府及び防災関係機関等と連携を図り、住民等の避難を迅速かつ適切に行うものとする。

綾部市内の公共施設等への避難を基本とし、市内が地震などの他の災害によって被災している場合は、その被災の状況に応じて、本計画を柔軟に運用して対応するものとする。

- ① 高浜発電所から概ね 30 km圏内及び大飯発電所から概ね 32.5 km圏内の全住民を重複なく、それぞれいずれかの施設に収容できるようにする。
- ② 家族や地域コミュニティを中心とした避難所生活の必要性を考慮し、自治会(準世帯を含む。)の単位での避難を基本とする。
- ③ 避難に当たっては、自治会(準世帯を含む。)ごとの集結場所からバスでの避難を最優先とするが、自家用車による乗り合わせや、JR等あらゆる手段を用いて避難するものとする。
- ④ OIL1(500 $\mu$ Sv/h超過)の場合は、地域によっては事前に計画したバス等の確保が間に合わないおそれがあるため、自家用車の乗り合わせ等により迅速に避難するとともに、自家用車を利用できない住民の避難手段を確保するよう努める。
- ⑤ 避難先については、高浜発電所から概ね 30 km圏外及び大飯発電所から概ね 32.5 km圏外にある市内の避難施設に収容する。
- ⑥ 事故の拡大に伴い、避難が広域に及び場合の避難先については、府内は、西方面は福知山市(9,300人)、南方面は亀岡市(6,300人)・福知山市(3,000人)とする。
- ⑦ 放射性物質の更なる広域拡散や地震等との複合災害により、被害が府域の広い範囲に及んだ場合の避難先については、関西広域連合を通じて、兵庫県西播磨地域の6市町(相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、佐用町、太子町)に受け入れを要請するものとする。
- ⑧ 避難所の開設期間は、目安として2か月を上限とする。

## (3) 避難計画の運用上の確認

市は、高浜発電所及び大飯発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国、京都府等と協議の上、必要に応じた段階的な避難体制により、市民に混乱が生じないように努めるとともに、被害予想地域の住民に対し、住民がとるべき応急対策等の実施について、広報車、防災行政無線、FMいかる等あらゆる通信手段を用いて的確かつ迅速に指

示伝達するものとする。

(4) 避難等に関する指標

避難等の防護措置の判断基準は、国の原子力災害対策指針に定められている。

原子力施設における緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じて、防護措置の準備や防護措置を適切に進めることが重要となる。

同指針では、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの事態に区分し、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。

緊急時活動レベル：EAL

緊急時活動レベル 施設からの距離	警戒事態 例) 大地震(所在市町村で震度6弱以上)	施設敷地緊急事態 例) 全交流電源喪失(30分以上継続)	全面緊急事態 例) 冷却機能喪失
PAZ圏内 (~5km)	○施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避の準備開始	○施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 ○住民の避難準備開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備	○住民の避難開始 ○安定ヨウ素剤の服用
UPZ圏内 (5km~30km)	○屋内退避を実施する可能性がある旨注意喚起	○屋内退避の準備	○屋内退避

※緊急時活動レベル：EAL (Emergency Action Level)

原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、事前に定めた判断基準

※本市には、PAZ(予防的防護措置を準備する区域：発電所から概ね5km)に該当する区域はない。

放射性物質放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間内に地域を特定し、避難等の緊急防護措置を講じる。

また、空間放射線量率が低い地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1日内を目途に地域を特定し、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

運用上の介入レベル：OIL

施設からの距離	運用上の介入レベル	緊急防護措置 (OIL1) 500 $\mu$ Sv/h 超過	早期防護措置 (OIL2) 20 $\mu$ Sv/h 超過	飲食物摂取制限 (OIL6) 飲食物に係るスクリーニング基準 0.5 $\mu$ Sv/h 超過
UPZ圏内 (5km～30km)		○数時間内を目途に区域を特定 ○避難(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)の実施	○1日内を目途に区域を特定 ○対象地域の生産物の摂取を制限 ○対象地域の住民は、1週間程度内に一時移転を実施	○数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 ○1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施
		除染を講じるための基準 (OIL4) 40,000cpm：検出器の係数率 ○避難した住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染		○基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
UPZ圏外 (30km～)		OUPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避や避難を実施		

※運用上の介入レベル：OIL (Operational Intervention Level)

緊急時モニタリングによって計測された値に基づいて、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

<対応手順>

- (1) 関西電力株式会社から国、京都府、市に緊急事態に該当する事象の発生報告
- (2) 国は、緊急時モニタリングセンターを設置し、京都府、原子力事業者、市と連携し、緊急時モニタリングを実施
- (3) 緊急時モニタリング測定結果を運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、国から京都府及び市へ、避難又は屋内への退避の勧告若しくは指示を伝達
- (4) 市災害対策本部は、住民等の避難等を迅速かつ的確に実施

## 2 計画の対象範囲

対象範囲は、高浜発電所から概ね 30 km圏内、大飯発電所から概ね 32.5 km圏内を基本とし、下表に記載する地域とする。

### 緊急防護措置を準備する区域の範囲及び人口 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)

令和7年4月1日現在

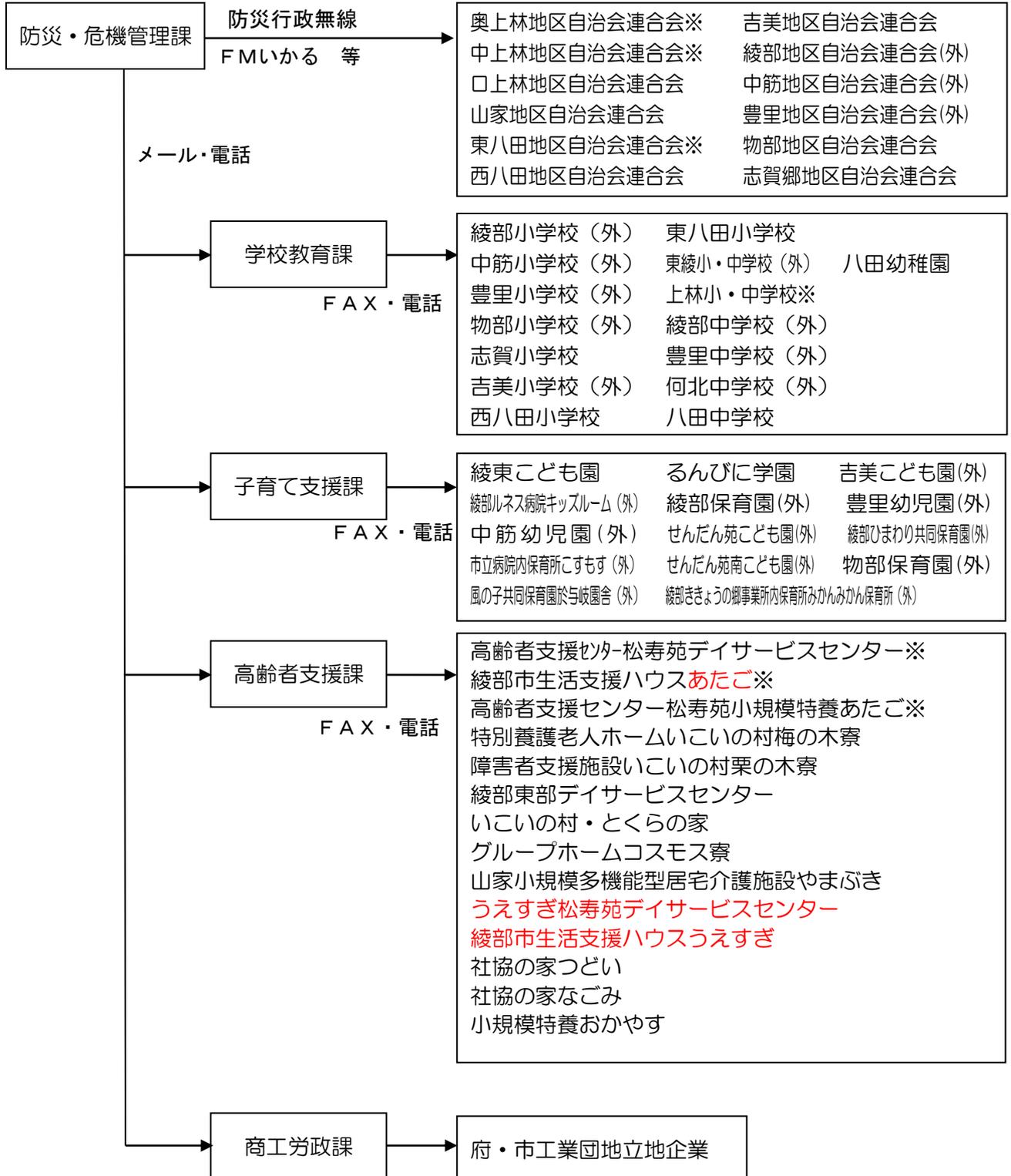
発電所	対象地域	人口
高浜発電所	奥上林地区全域、中上林地区全域、口上林地区全域 山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町） 東八田地区全域、西八田地区全域 吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目） 物部地区（白道路） 志賀郷地区全域	7,100人
大飯発電所	奥上林地区全域、中上林地区全域、 東八田地区（大又）	1,223人

(住民基本台帳人口)

### 3 避難に関する情報伝達

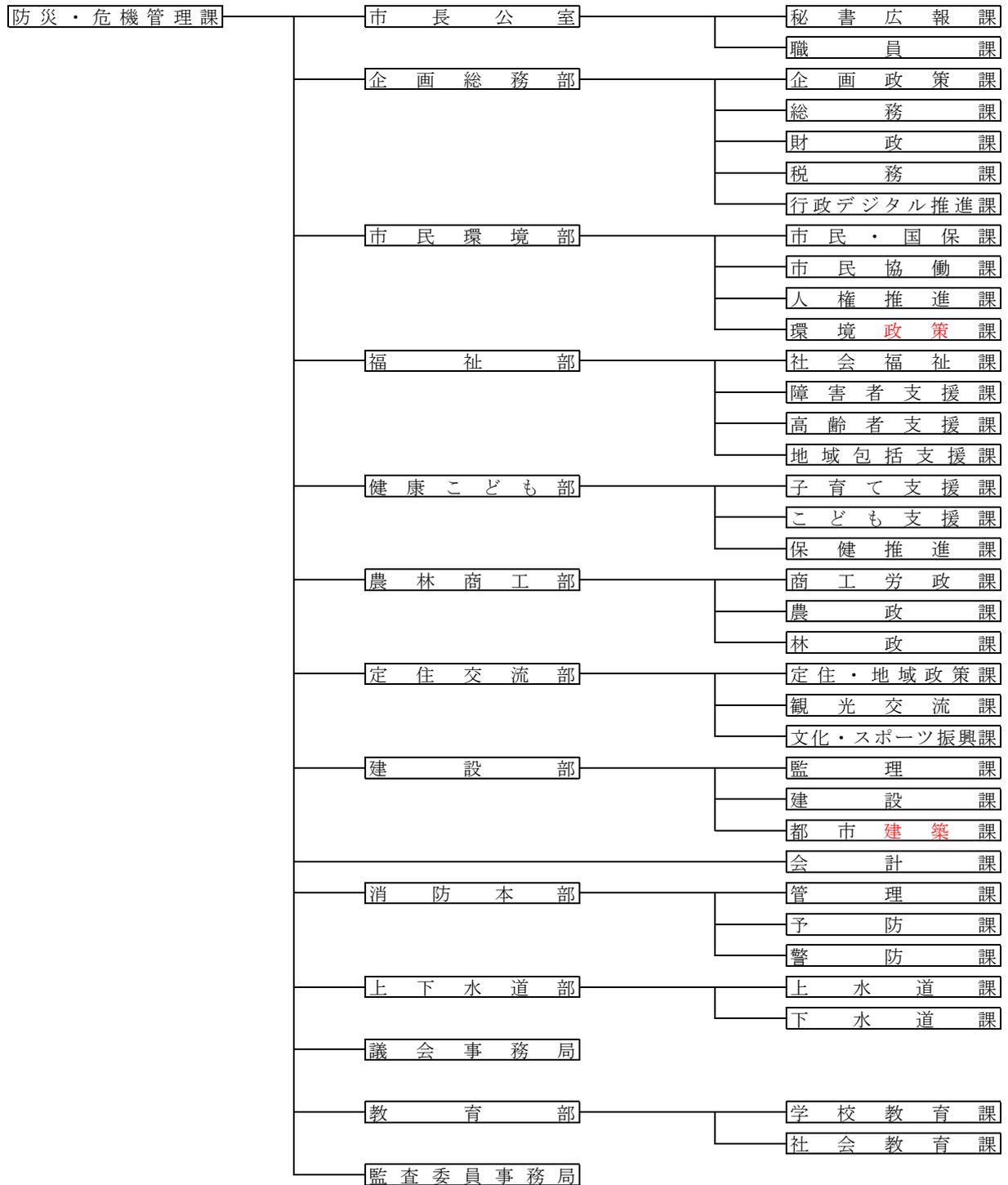
#### (1) 住民等への伝達

防災行政無線、広報車、緊急速報メール（NTT ドコモではエリアメール）、FMいかる等により広報する。



※ 大飯発電所 32.5 km圏内  
(外) 大飯・高浜発電所 UPZ 圏外

(2) 市における連絡系統図



### (3) 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までの放送（防災行政無線、FMいかる）による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地広報はこの例文に準じて行う。

#### ① 警戒体制時広報【警戒事態】

(チャイム)

綾部市原子力災害警戒本部からお知らせします。

〇〇原子力発電所で事故が発生しました。

現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

〇〇地区の皆さまは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから、外出は控え、自宅に留まり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の事業所の皆さまは、従業員の帰宅準備をお願いします。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅準備をお願いします。

その他の区域の皆さまは、特別な対応の必要はありませんが、外出は控えて、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

(以上繰り返し)

以上、綾部市原子力災害警戒本部からお知らせしました。

(チャイム)

② 屋内退避準備時広報【施設敷地緊急事態】

(チャイム)

綾部市原子力災害対策本部からお知らせします。

原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

〇〇地区の皆さまは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから、外出は控え、自宅に留まり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の事業所の皆さまは、従業員の帰宅をお願いします。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅をお願いします。

その他の区域の皆さまは、特別な対応の必要はありませんが、外出は控えて、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

(以上繰り返し)

以上、綾部市原子力災害対策本部からお知らせしました。

(チャイム)

### ③ 屋内退避時広報【全面緊急事態】

(チャイム)

綾部市原子力災害対策本部からお知らせします。

災害対策本部では、〇〇地区の皆さまに自宅などに退避していただくことを決定しました。

〇〇地区の皆さまは、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをしてください。

この区域内の事業所の皆さま、この区域内に滞在中の旅行者等の皆さまは、帰宅又は屋内退避してください。

該当区域の交通は規制されますので、警察官や本部派遣職員などの誘導、指示に従ってください。

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。今後も、およそ15分毎に防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。

なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(以上繰り返し)

以上、綾部市原子力災害対策本部からお知らせしました。

(チャイム)

#### ④ 避難指示時広報

(チャイム)

綾部市原子力災害対策本部からお知らせします。

災害対策本部では、次の区域の皆さまに避難していただくことを決定しました。

〇〇地区・〇〇地区・〇〇地区・〇〇地区・〇〇地区の皆さまは、〇〇時〇〇分までに、各自治会の集結場所（〇〇公民館・〇〇公会堂・〇〇公民館・〇〇公会堂）に集合してください。

避難先は、〇〇小学校です。

避難所へはバスで移動します。（バスの配車が間に合わない場合は、自家用車の乗り合わせによる避難を指示します。）

避難する時は、火の始末や戸締りをしてください。持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、マスクや上着を着用して、できるだけ歩いてお集まりください。

避難完了の目印として玄関に白いタオルを掲示してください。

なお、やむを得ず自家用車等で避難される方は、必ず避難者及び避難先を綾部市災害対策本部（４２－３２８０）又は自治会長に連絡してください。

この地区内の事業所の皆さま、旅行者等の皆さま、ただちに帰宅してください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、綾部市原子力災害対策本部へご連絡ください。

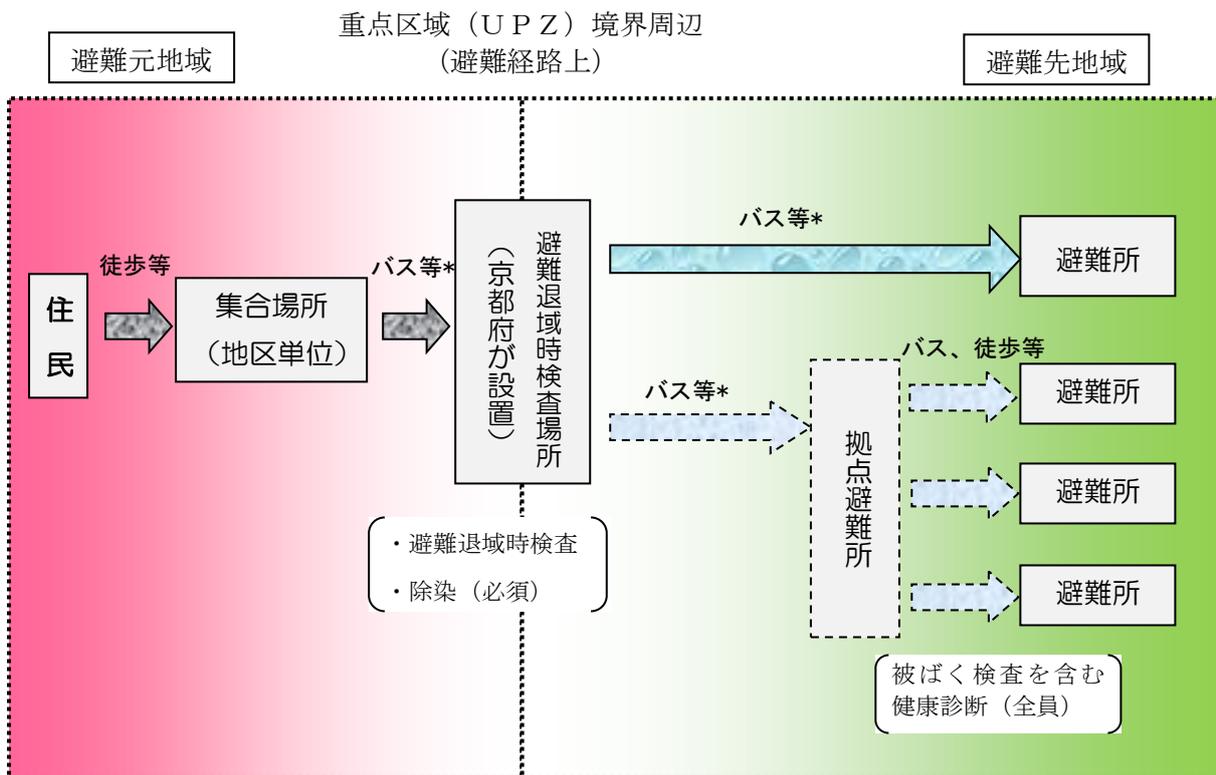
(以上繰り返し)

以上、綾部市原子力災害対策本部からお知らせしました。

## 4 避難誘導及び住民の輸送

原子力災害により住民の避難が必要となった場合、状況により市内での避難、府内での避難、広域避難（一時滞在）を行うこととなる。

住民は、避難の指示に従い、地区単位にあらかじめ定められた集合場所から京都府・綾部市等が確保したバス等で避難退域時検査場所に移動し、避難退域時検査及び除染を行った上、バスを乗り換えて避難所又は拠点避難所に移動する。



\* バスは中継所を境にピストン運行  
避難先に乗り入れることができるのは、避難退域時検査・除染済みの車両に限る

### <自家用車避難の留意事項>

- ・円滑な避難のためには、避難車両数を抑制する必要があるため、自家用車で避難する場合は、極力地域で乗り合わせる。
- ・避難先に乗り入れることができるのは、次の全ての要件を満たす自家用車に限る。
  - ①避難退域時検査場所での避難退域時検査及び除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できたこと。
  - ②京都府並びに綾部市及び避難先市町が協議の上、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていること。
- ・避難退域時検査の結果、基準以上の汚染があるが除染が完了していない車両は避難退域時検査場所に、基準以上の汚染はないが避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない車両は車両一時保管場所に、それぞれ一時保管し、バス等に乗り換えて避難する。

<車両一時保管場所候補地>

施設名称	所在地
綾部市第1市民グラウンド	綾部市川糸町天王森
長田野工業団地アネックス京都三和（広域避難時）	福知山市三和町みわ
長田野工業団地（広域避難時）	福知山市長田野町

<乗換パターン>

- ・避難退域時検査場所（バス等乗換）⇒避難先
- ・避難退域時検査場所⇒第1市民グラウンド⇒京都府綾部総合庁舎（バス等乗換）⇒避難先
- ・避難退域時検査場所又は車両一時保管場所に一時保管した自家用車は、避難先での生活が落ち着き、避難先に保管場所を確保できた場合には、基準以上の汚染のないことを確認した上で、避難先に移動させることができる。

<避難経路>

- ・避難の実施を指示された住民は、避難退域時検査場所を経由し、避難退域時検査及び除染を行った上で所定の避難所へ避難する。
- ・バスで避難する場合も自家用車で避難する場合も、高速道路、国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。

<避難退域時検査場所>

- ・避難退域時検査場所は、避難者（車両、人及びその携行品を含む。）の避難退域時検査及び除染を行うほか、必要に応じて避難者の登録、車両の一時保管、バスの乗換等を行う。
- ・避難退域時検査場所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。

<避難退域時検査場所候補地>

- |                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| ○ 綾部工業団地・交流プラザ                  | 綾部市とよさか町4          |
| ○ 綾部市中央公民館                      | 綾部市里町久田 21-20      |
| ○ 長田野公園体育館                      | 福知山市長田野町 2丁目       |
| ○ 京都府立丹波自然運動公園                  | 船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7 |
| ○ 福知山市三段池公園                     | 福知山市猪崎 377-1       |
| ○ 与謝野町勤労者総合福祉センター<br>（野田川わーくぱる） | 与謝郡与謝野町四辻 161      |
| ○ 道の駅てんきてんき丹後                   | 京丹後市丹後町竹野 313-1    |
| ○ 京都府立ゼミナールハウス                  | 京都市右京区京北下中町鳥谷2     |

#### <避難退域時検査及び除染>

- 避難退域時検査場所において、避難者の避難退域時検査及び除染を実施する。
- 避難者の避難退域時検査及び除染は、国の定める標準的な実施方法等により京都府が府内市町村等の協力を得て実施する。
  - 放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難した避難者については、避難退域時検査場所に到着するまで放射性物質の放出がなく基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合には、避難退域時検査を省略することができる。
  - 自家用車・バス等の車両で避難した場合は、以下による。
    - ア 車両検査を行い、OIL4を超える汚染が検出された場合は除染を行い再度検査する。
    - イ 次にバス及び除染後の自家用車に乗車する乗員のうち同様の避難行動を行った集団ごとに代表者に対して避難退域時検査を行い、代表者にOIL4を超える汚染が検出されない場合は、その集団全員及び携行品も同様とみなす。
    - ウ 代表者にOIL4を超える汚染が検出された場合は、その集団の他の乗員全員及び携行品に対して避難退域時検査を行う。
    - エ 汚染拡大防止及び避難先での円滑な受入れのため、避難者は京都府が発行する通過証を受領した上で所定の避難所へ避難する。

(1) 避難対象範囲の避難時集結場所、避難場所等

① 市内での避難の場合

(単位：世帯・人)

(高浜発電所)

自治会名等	人口	世帯数	避難時集結場所	避難場所	
奥上林地区 ※	長野	24	14	長野公民館	基幹集落センター (81)
	志古田	23	14	志古田公民館	
	山内	34	21	山内公民館	
	鳥垣	45	21	鳥垣公民館	東綾小・中学校 (212)
	有安	52	31	有安公民館	
	草壁	29	19	草壁公民館	
	八代	21	11	奥上林公民館	
	川原	18	10	奥上林公民館	
	小仲	43	25	奥上林公民館	
	古屋	3	3	古屋公民館	大本みろく殿 (75)
	古和木	22	17	古和木公民館	
	光野	17	12	光野公民館	
	栃	13	7	栃公民館	
	大唐内	14	8	水源の里・老富会館	
	市茅野	9	5	市茅野公民館	
	地区計	367	218		
中上林地区 ※	第一区	108	54	第一区公民館	吉美小学校 (214)
	浅原	16	10	浅原公民館	
	真野	52	26	真野公民館	
	小田	38	21	小田公民館	
	引地	45	26	引地公民館	農業振興センター (109)
	西屋	40	19	西屋集会施設	
	神谷	24	12	神谷公民館	清山荘 (20)
	寺町	20	12	寺町公会堂	
	日置谷	32	22	日置谷公会堂	中央公民館 (265)
	殿	19	14	殿公民館	
	片山	46	20	片山公民館	
	石橋	46	22	石橋公会堂	
	馬場	14	10	馬場公会堂	
	山田	18	11	山田公民館	
	竹原	21	15	竹原公民館	
	瀬尾谷	11	9	瀬尾谷公会堂	
	大町	58	40	大町公会堂	宮代コミュニティセンター (118)
	弓削	28	19	弓削公民館	
	遊里	56	30	遊里公民館	
	清水	34	23	清水公民館	
	睦志	28	17	睦志公会堂	林業センター (70)
	水梨	19	14	水梨公民館	
	辻	23	13	五泉荘	綾部会館 (43)
	市野瀬	33	21	市野瀬公会堂	
	市志	10	6	市志公民館	
	松寿苑・上林	0	0	松寿苑・上林	保健福祉センター (0)
地区計	839	486			

自治会名等		人 口	世帯数	避難時集結場所	避難場所
口上林地区	十倉志茂町	59	31	十倉志茂集会所	綾部中学校第1体育館 (219)
	十倉中町	62	35	十倉中町公民館	
	十倉名畑町	98	61	かんばやし交流館	
	十倉向町	52	25	十倉向公会堂	綾部小学校 (296)
	武吉町	79	51	武吉町公民館	
	井根町	40	24	井根町公会堂	
	佃町	62	35	佃町公民館	
	忠町	63	36	忠町公民館	市まちづくりセンター(53)
	いこいの村	53	52	いこいの村	
	るんびに学園	18	18	るんびに学園	桜が丘-丁目コミュニティセンター(18)
地区計	586	368			
山家地区	戸奈瀬町	78	37	戸奈瀬町公会堂	綾部中学校第2体育館 (183)
	釜輪町	51	28	釜輪町公民館	
	旭町	54	31	旭町公会堂	
	広瀬町	94	46	広瀬町公会堂	保健福祉センター (197)
	上原町	103	54	上原公会堂	綾部高等学校東分校 (208)
	橋上町	34	20	橋上町公会堂	
	東山町	174	96	東山町公民館	
	地区計	588	312		
東八田地区	中山	50	33	中山公会堂	1・Tビル (191)
	安国寺	141	72	安国寺公民館	綾部高等学校第2体育館 (240)
	鐘鑄場	53	32	東八田公民館	
	上町	49	24	東八田公民館	
	中町	63	33	東八田公民館	
	新町	34	16	梅迫町公民館	
	門	41	20	綾部市総合運動公園	
	内谷	55	20	八田中学校	中筋幼稚園(55)
	大石	94	51	大石公民館	市民ホール(94)
	高槻	107	56	高槻公民館	農業大学校 (231)
	大野	124	72	八田中学校	高津コミュニティセンター (142)
	延近	81	38	綾部市総合運動公園	
	久保	21	12	綾部市総合運動公園	
	愛宕	40	29	愛宕集会所	大本松香館 (112)
	施福寺	38	19	施福寺公民館	
	小嶋	43	28	綾部市総合運動公園	
	野瀬	31	22	野瀬公民館	田野コミュニティセンター(33)
	見内	33	21	見内公民館	
	鳥居野	209	96	綾部市総合運動公園	日東精工(株)体育館 (324)
	下村	50	33	弥仙会館	
	中川原	48	27		
	大又※	17	10		
	黒谷	81	54	綾部市総合運動公園	
八代	9	7	綾部市総合運動公園		
地区計	1,512	825			

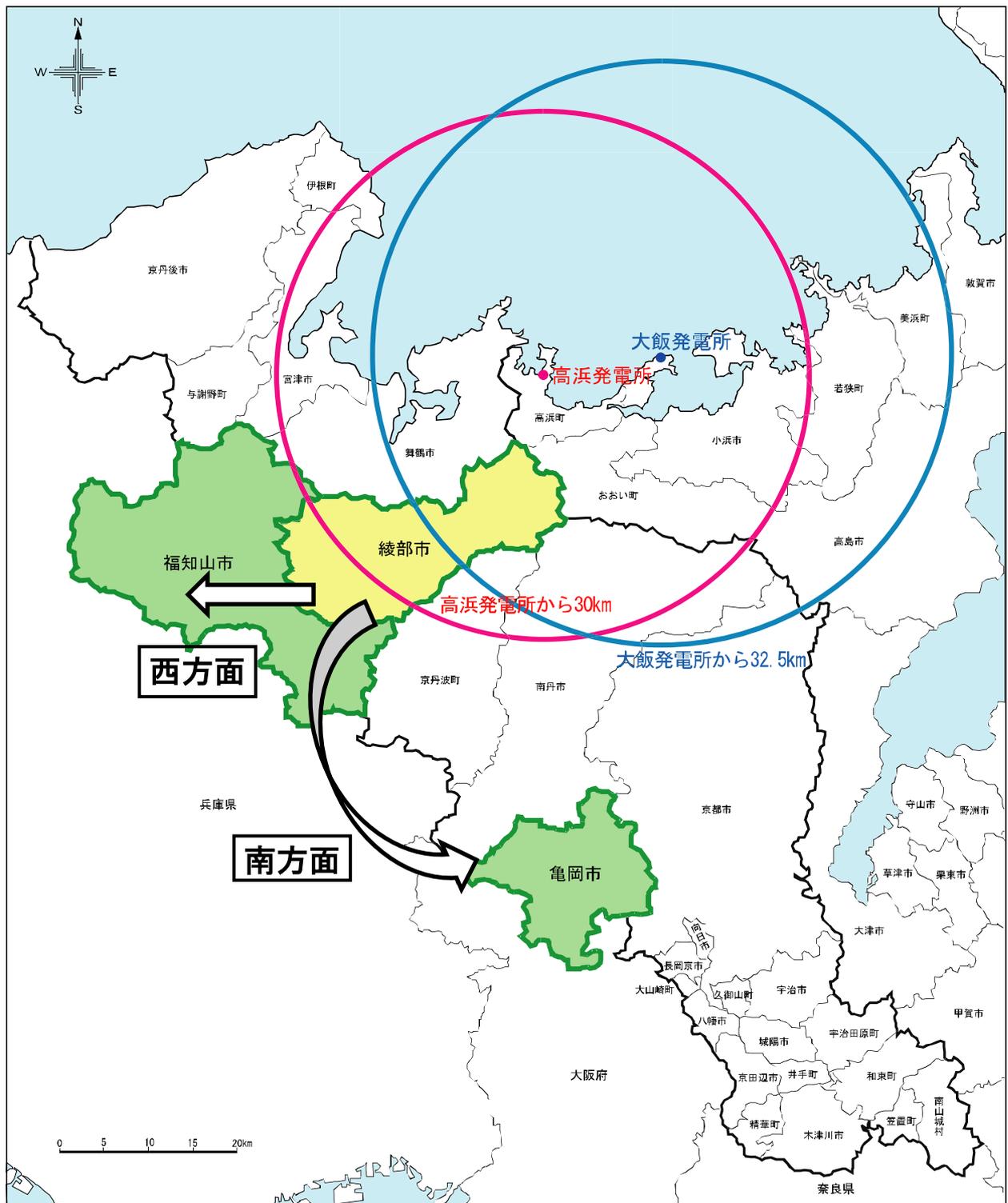
自治会名等		人 口	世帯数	避難時集結場所	避難場所
西八田地区	上八田	176	94	上八田公民館	綾部高等学校第1体育館 (383)
	七百石	207	108	七百石公民館	
	中筋	204	106	中筋公民館	中筋小学校 (204)
	岡安	143	80	岡安公民館	市民センター (1,139)
	湊垣	301	155	湊垣公民館	
	下八田	360	241	下八田公民館	
	あやべ台	332	117	あやべ台第2公園	
	小規模特養おかやす	3	3	小規模特養おかやす	
	地区計	1,726	904		
吉美地区	高倉町	95	37	高倉町公会堂	豊里小学校 (194)
	小呂町	99	53	小呂町公会堂	
	星原町	54	25	星原町公民館	豊里中学校 (54)
	桜が丘三丁目	0	0	桜が丘一丁目コミュニティセンター	桜が丘一丁目コミュニティセンター(0)
	地区計	248	115		
物部地区	白道路	206	109	白道路公会堂	豊里中学校 (206)
	地区計	206	109		
志賀郷地区	志賀郷	215	117	志賀小学校	豊里コミュニティセンター (347)
	向田	132	66	志賀小学校	
	志賀	62	31	志賀小学校	栗文化センター(62)
	篠田	105	57	篠田町公会堂	物部小学校(105)
	別所	78	38	別所町公会堂	何北中学校 (138)
	坊口	60	30	坊口町公会堂	
	内久井	28	20	内久井公民館	物部営農指導センター (89)
	金河内	61	36	金河内公民館	物部会館 (77)
	仁和	77	41	仁和町公民館	
	西方	210	110	志賀郷公民館	里山交流研修センター 森もりホール(210)
地区計	1,028	546			
合 計	7,100	3,882	9地区	103自治会等	

※ 大飯発電所の場合は、奥上林地区、中上林地区、東八田地区大又自治会を対象とする。

※ 人口は、令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口から

## ② 府内での避難の場合

避難元市町	対象人口	西方面		南方面	
		避難先市町	受入人数	避難先市町	受入人数
綾部市	7,100人	福知山市	7,100人	亀岡市	4,346人
				福知山市	2,754人



<西方面>

(その1)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先	
					市町名	避難所
奥上林	長野	長野公民館	府道1号線→ 市道高津旭線 →府道74号 線→【検査場 所】→府道74 号線	綾部市中央公民館	福知山市	遷喬幼稚園
	志古田	志古田公民館				
	山内	山内公民館				
	有安	有安公民館				
	草壁	草壁公民館				遷喬小学校
	八代	奥上林公民館				
	川原					
	小仲					
	鳥垣	鳥垣公民館				府立工業高等学校
	古屋	古屋公民館				
	古和木	古和木公民館				
	光野	光野公民館				
	栃	栃公民館				
	大唐内	水源の里・老富会館				
市茅野	市茅野公民館	府立工業高等学校				
中上林	第一区					第一区公民館
	浅原					浅原公民館
	真野					真野公民館
	小田					小田公民館
	引地					引地公民館
	西屋					西屋集会施設
	神谷					神谷公民館
	寺町					寺町公会堂
	日置谷					日置谷公会堂
	殿					殿公民館
	片山					片山公民館
	石橋					石橋公会堂
	馬場					馬場公会堂
	山田					山田公民館
	竹原					竹原公民館
	瀬尾谷					瀬尾谷公会堂
	大町	大町公会堂				
	遊里	遊里公民館				
	松寿苑・上林	松寿苑・上林				
	弓削	弓削公民館				
	清水	清水公民館				
睦志	睦志公会堂					
辻	五泉荘					
水梨	水梨公民館					
市野瀬	市野瀬公会堂					
市志	市志公民館	成仁小学校				
口上林	十倉志茂町		十倉志茂集会所			
	十倉中町	十倉中町公民館				
	十倉名畑町	かんばやし交流館				
	十倉向町	十倉向公会堂				
	武吉町	武吉町公民館				
	井根町	井根町公会堂				
	佃町	佃町公民館				
	忠町	忠町公民館				
	いこいの村	いこいの村				
	るんぴに学園	るんぴに学園				
口上林	十倉志茂町	十倉志茂集会所	長田野体育館			
	十倉中町	十倉中町公民館				
	十倉名畑町	かんばやし交流館				
	十倉向町	十倉向公会堂	雀部小学校			
	武吉町	武吉町公民館				
	井根町	井根町公会堂				
	佃町	佃町公民館				
	忠町	忠町公民館				
	いこいの村	いこいの村				
るんぴに学園	るんぴに学園	前田教育集会所				

<西方面>

(その2)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先	
					市町名	避難所
山家	上原町	上原公会堂（上原共同集会所）	国道27号⇒市道味方里1号・2号線⇒府道74号⇒【検査場所】⇒府道74号線			前田児童館
	戸奈瀬町	戸奈瀬町公会堂				
	広瀬町	広瀬町公会堂				
	旭町	旭町公会堂				
	釜輪町	釜輪町公民館				
	橋上町	橋上町公会堂				
	東山町	東山町公民館				
東八田	中山	中山公会堂	国道27号⇒市道味方1号線・2号線⇒府道77号線⇒【検査場所】⇒府道74号線	綾部市中央公民館	福知山市	南陵中学校
	安国寺	安国寺公民館				
	新町	梅迫町公民館				
	愛宕	愛宕集会所				
	鐘鑄場	東八田公民館				
	上町					
	中町					
	内谷	八田中学校				
	大野					
	大石	大石公民館				
	高槻	高槻公民館				
	施福寺	施福寺公民館				
	野瀬	野瀬公民館				
	見内	見内公民館				
	下村	弥仙会館				
	中川原					
	大又					
	門	綾部市総合運動公園				
	延近					
	久保					
小嶋						
鳥居野						
黒谷						
八代						
西八田	岡安	岡安公民館	府道74号線⇒市道綾部工業団地線⇒府道74号線⇒【検査場所】⇒府道74号線			三段池公園
	中筋	中筋公民館				
	七百石	七百石公民館				
	上八田	上八田公民館				
	澗垣	澗垣公民館				
	下八田	下八田公民館				
	あやべ台	あやべ台第2公園				
	小規模特養おかやす	小規模特養おかやす				

<西方面>

(その3)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先	
					市町名	避難所
吉美	高倉町	高倉町公会堂	府道74号⇒市道綾部工業団地線⇒府道74号線⇒【検査場所】⇒府道74号	綾部市中央公民館	福知山市	大正小学校
	星原町	星原町公民館				
	小呂町	小呂町公会堂				
	桜が丘三丁目	桜が丘一丁目コミュニティセンター				
物部	白道路	白道路公会堂	府道485号線⇒府道9号線⇒府道55号線⇒【検査場所・避難バス車両一時待機場所】	福知山市三段池公園	福知山市	庵我小学校
志賀郷	志賀郷	志賀小学校	府道490号線⇒府道9号線⇒府道55号線⇒【検査場所・避難バス車両一時待機場所】			市民体育館
	志賀					
	向田					
	篠田	篠田町公会堂				
	別所	別所町公会堂				
	坊口	坊口町公会堂				
	仁和	仁和町公民館				
	西方	志賀郷公民館				
金河内	金河内公民館					
内久井	内久井公民館	昭和小学校				

<南方面>

(その1)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先	
					市町名	避難所
奥上林	長野	長野公民館	国道27号⇒京都縦貫自動車道 (京丹波わちIC)⇒(丹波IC) ⇒国道9号⇒ 【検査場所】⇒ 京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒ (亀岡IC)⇒亀岡運動公園	京都府立丹波自然運動公園	亀岡市	東別院町ふれあいセンター
	志古田	志古田公民館				
	山内	山内公民館				
	鳥垣	鳥垣公民館				
	草壁	草壁公民館				旧別院中学校
	有安	有安公民館				
	古和木	古和木公民館				東別院小学校
	八代	奥上林公民館				
	川原					
	小仲					
	光野	光野公民館				西別院小学校
	古屋	古屋公民館				
	大唐内	水源の里・老富会館				
	市芽野	市芽野公民館				
栃	栃公民館					
中上林	第一区	第一区公民館	国道27号⇒京都縦貫自動車道 (京丹波わちIC)⇒(丹波IC) ⇒国道9号⇒ 【検査場所】⇒ 京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒ (亀岡IC)⇒亀岡運動公園	京都府立丹波自然運動公園	亀岡市	大井小学校
	浅原	浅原公民館				
	真野	真野公民館				大成中学校
	瀬尾谷	瀬尾谷公会堂				
	小田	小田公民館				千代川小学校
	引地	引地公民館				
	市野瀬	市野瀬公会堂				千代川町自治会館
	西屋	西屋集会施設				
	清水	清水公民館				曾我部小学校
	神谷	神谷公民館				
	日置谷	日置谷公会堂				
	寺町	寺町公会堂				蕨田野小学校
	殿	殿公民館				
	片山	片山公民館				
	石橋	石橋公会堂				
	馬場	馬場公会堂				南桑中学校
	竹原	竹原公民館				
	山田	山田公民館				大井生涯学習センター
	弓削	弓削公民館				
	水梨	水梨公民館				
	市志	市志公民館				
	大町	大町公会堂				
	睦志	睦志公会堂				
辻	五泉荘					
遊里	遊里公民館					
松寿苑・上林	松寿苑・上林					

<南方面>

(その2)

地域	地区	集会所	主な避難経路	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先	
					市町名	避難所
口上林	十倉志茂町	十倉志茂集会所	国道27号→京都縦貫自動車道(京丹波わちIC)⇒(丹波IC)⇒国道9号⇒【検査場所】⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒(亀岡IC)⇒亀岡運動公園	京都府立丹波自然運動公園	亀岡市	育親中学校
	十倉中町	十倉中町公民館				ほんめ町ふれあいセンター
	十倉名畑町	かんばやし交流館				亀岡市交流会館
	武吉町	武吉町公民館				旧本梅小学校
	十倉向町	十倉向公会堂				畑野町公民館
	井根町	井根町公会堂				旧畑野小学校
	佃町	佃町公民館				
	忠町	忠町公民館				西つつじヶ丘ふれあいセンター
いこいの村	いこいの村	森の自然こども園東本梅				
山家	上原町	上原公会堂	国道27号→京都縦貫自動車道(京丹波わちIC)⇒(丹波IC)⇒国道9号⇒【検査場所】⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒(亀岡IC)⇒亀岡運動公園	京都府立丹波自然運動公園	亀岡市	南丹高等学校
	橋上町	橋上町公会堂				亀岡川東学園
	東山町	東山町公民館				
	戸奈瀬町	戸奈瀬公会堂				
	広瀬町	広瀬町公会堂				
	旭町	旭町公会堂				
釜輪町	釜輪町公民館	ガレリアかめおか				
東八田	中山	中山公会堂	国道27号→京都縦貫自動車道(綾部安国寺IC)⇒京都縦貫自動車道(京丹波みずほIC)⇒国道173号⇒国道9号⇒京都府立丹波自然運動公園⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒(亀岡IC)⇒亀岡運動公園	京都府立丹波自然運動公園	亀岡市	詳徳小学校
	鐘鋳場	東八田公民館				亀岡高等学校
	上町					
	中町					
	安国寺	安国寺公民館				
	門	綾部市総合運動公園				
	延近					
	久保					
	八代					
	小嶋					
鳥居野	大石公民館	つつじヶ丘小学校				
黒谷						
大石	大石公民館					

<南方面>

(その3)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先	
					市町名	避難所
東八田	新町	梅迫公民館	国道27号⇒京都縦貫自動車道(綾部安国寺IC)⇒(京丹波みずほIC)⇒国道9号⇒【検査場所】⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒(亀岡IC)⇒亀岡運動公園	京都府立丹波自然運動公園	亀岡市	安詳小学校 詳徳中学校 亀岡小学校 城西小学校
	内谷	八田中学校				
	大野					
	高槻	高槻公民館				
	愛宕	愛宕集会所				
	施福寺	施福寺公民館				
	野瀬	野瀬公民館				
	見内	見内公民館				
	大又	弥山会館				
	下村					
中川原						
西八田	岡安	岡安公民館	府道74号線⇒【検査場所・避難バス車両一時待機場所】	福知山市三段池公園	福知山市	三段池公園
	中筋	中筋公民館				
	七百石	七百石公民館				
	上八田	上八田公民館				
	澁垣	澁垣公民館				
	下八田	下八田公民館				
	あやべ台	あやべ台第2公園				
	小規模特養おかやす	小規模特養おかやす				
吉美	高倉町	高倉町公会堂	府道74号線⇒国道27号⇒京都縦貫自動車道(綾部安国寺IC)⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒国道9号⇒【検査場所】⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒(亀岡IC)⇒亀岡運動公園	京都府立丹波自然運動公園	亀岡市	さくら公園体育館
	小呂町	小呂町公会堂				

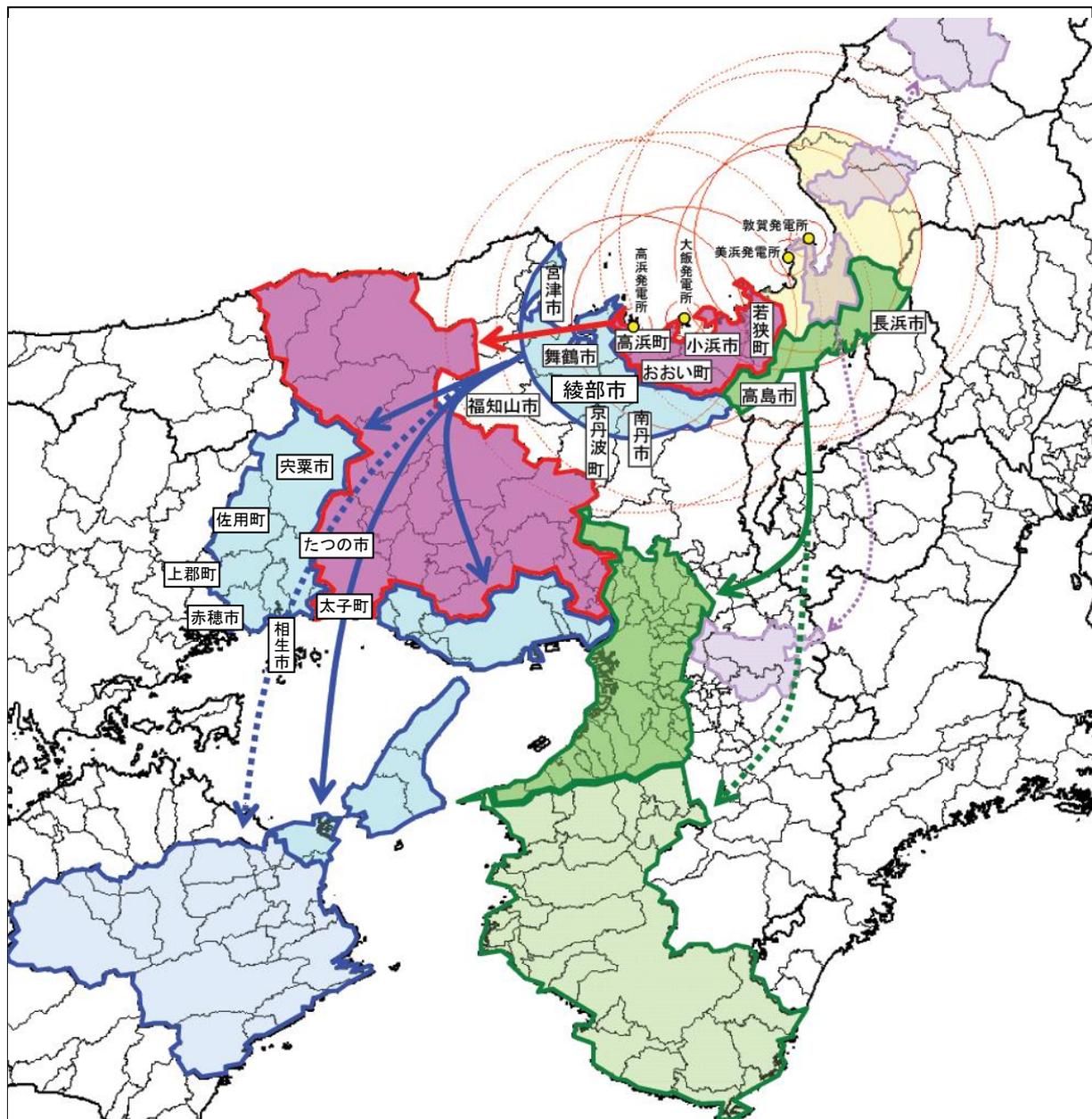
<南方面>

(その4)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	避難退域時検査場所 (スクリーニングポイント)	避難先	
					市町名	避難所
吉美	桜が丘三丁目	桜が丘一丁目コミュニティセンター	市道綾部工業団地線⇒国道27号⇒京都縦貫自動車道(綾部安国寺IC)⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒国道9号⇒【検査場所】⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒(亀岡IC)⇒亀岡運動公園	京都府立丹波自然運動公園	亀岡市	さくら公園体育館
物部	白道路	白道路公会堂	府道485号⇒府道484号⇒国道27号⇒京都縦貫自動車道(綾部安国寺IC)⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒【検査場所】⇒京都縦貫自動車道(丹波IC)⇒(亀岡IC)⇒亀岡運動公園			亀岡中学校
志賀郷	志賀郷	志賀小学校	府道490号⇒府道9号⇒府道55号⇒【検査場所・避難バス車両一時待機場所】	福知山市三段池公園	福知山市	市民体育館
	志賀					
	向田					
	篠田	篠田町公会堂				
	別所	別所町公会堂				
	坊口	坊口町公会堂				
	仁和	仁和町公民館				
	西方	志賀郷公民館				
金河内	金河内公民館					
内久井	内久井公民館	昭和小学校				

### ③ 広域での避難（一時滞在）の場合

避難元		避難先市町
奥上林	367人	兵庫県佐用町
中上林	839人	兵庫県太子町
口上林（586）・東八田（1,512）	2,098人	兵庫県たつの市
山家（588）・吉美（248）	836人	兵庫県相生市
西八田	1,726人	兵庫県赤穂市
物部（206）・志賀郷（1,028）	1,234人	兵庫県宍粟市
計	7,100人	



(その1)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	拠 点 避難所	避難先	
					市町名	避難所
奥上林	長野	長野公民館	府道1号→国道27号→府道8号→府道77号→市道高津旭線→三段池公園→府道55号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→佐用IC→国道373号→国道179号	上月体育館	佐用町	佐用町立上月中学校
	志古田	志古田公民館				
	山内	山内公民館				
	鳥垣	鳥垣公民館				
	有安	有安公民館				
	草壁	草壁公民館				
	八代	奥上林公民館				
	川原	奥上林公民館				
	小仲					
	古屋	古屋公民館				
	古和木	古和木公民館				
	光野	光野公民館				
	栃	栃公民館				
	大唐内	水源の里・老富会館				
市茅野	市茅野公民館					
中上林	第一区	第一区公民館	府道1号→国道27号→府道8号→府道77号→市道高津旭線→三段池公園→府道55号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→福崎IC→播但連絡有料道路→山陽姫路東IC→山陽自動車道→山陽姫路西IC→姫路西バイパス→太子竜野バイパス→福田ランプ→国道2号	サンシャインガーデンプラザ	太子町	町民体育館
	浅原	浅原公民館				
	真野	真野公民館				
	小田	小田公民館				
	引地	引地公民館				
	西屋	西屋集会施設				
	神谷	神谷公民館				
	寺町	寺町公会堂				
	日置谷	日置谷公会堂				
	殿	殿公民館				
	片山	片山公民館				
	石橋	石橋公会堂				
	馬場	馬場公会堂				
	山田	山田公民館				
	竹原	竹原公民館				
	瀬尾谷	瀬尾谷公会堂				
	大町	大町公会堂				
	水梨	水梨公民館				
	弓削	弓削公民館				
	遊里	遊里公民館				
	清水	清水公民館				
	睦志	睦志公会堂				
	市野瀬	市野瀬公会堂				
辻	五泉荘					
市志	市志公民館					
松寿苑・上林	松寿苑・上林					
						太田公民館
						石海公民館
						龍田公民館
						斑鳩公民館

(その2)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	拠点 避難所	避難先	
					市町名	避難所
口上林	十倉志茂町	十倉志茂集会所	府道1号⇒国道27号⇒府道8号⇒府道77号⇒市道高津旭線⇒三段池公園⇒府道55号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒福崎IC⇒播但連絡有料道路⇒山陽姫路東IC⇒山陽自動車道⇒龍野IC⇒県道29号⇒国道2号⇒県道29号⇒県道133号	—	たつの市	御津体育館
	十倉中町	十倉中町公民館				
	十倉名畑町	かんばやし交流館				
	十倉向町	十倉向公会堂				
	武吉町	武吉町公民館				
	井根町	井根町公会堂				
	佃町	佃町公民館				
	忠町	忠町公民館				
	いこいの村	いこいの村				
	るんびに学園	るんびに学園				
山家	戸奈瀬町	戸奈瀬町公会堂	国道27号⇒府道8号⇒府道77号⇒市道高津旭線⇒三段池公園⇒府道55号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒福崎IC⇒播但連絡有料道路⇒山陽姫路東IC⇒山陽自動車道⇒龍野西IC⇒県道121号	市民体育館	相生市	相生市立双葉中学校
	旭町	旭町公会堂				相生市立中央小学校
	釜輪町	釜輪町公民館				市民体育館
	広瀬町	広瀬町公会堂				
	上原町	上原公会堂(上原共同集会所)				
	橋上町	橋上町公会堂				
	東山町	東山町公民館				
東八田	中山	中山公会堂	国道27号⇒市道味方1号線・2号線⇒府道77号⇒市道高津旭線⇒三段池公園⇒府道55号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒山崎IC⇒国道29号⇒県道26号	—	たつの市	揖保川ときめきセンター
	安国寺	安国寺公民館				
	鐘鋳場	東八田公民館				
	上町					
	中町	梅迫町公民館				
	新町					
	門	綾部市総合運動公園				
	内谷	八田中学校				
	大石	大石公民館				
	高槻	高槻公民館				
	大野	八田中学校				
	延近	綾部市総合運動公園				
	久保					
	愛宕	愛宕集会所				
	施福寺	施福寺公民館				
	小嶋	綾部市総合運動公園				
	野瀬	野瀬公民館				
	見内	見内公民館				
	鳥居野	綾部市総合運動公園				
	下村	弥仙会館				
中川原						
大又						
黒谷	綾部市総合運動公園					
八代						

(その3)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	拠点 避難所	避難先	
					市町名	避難所
西八田	上八田	上八田公民館	府道74号⇒市道綾部工業団地線⇒府道494号⇒府道77号⇒市道高津旭線⇒三段池公園⇒府道55号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒福崎IC⇒播但有料連絡道路⇒山陽姫路東IC⇒山陽自動車道⇒赤穂IC⇒県道96号⇒国道250号	市民会館 体育館	赤穂市	品川リフラ赤穂市民総合体育館
	七百石	七百石公民館				市民会館
	中筋	中筋公民館				
	岡安	岡安公民館				
	湊垣	湊垣公民館				
	下八田	下八田公民館				
	あやべ台	あやべ台第2公園				
吉美	高倉町	高倉町公会堂	府道494号⇒府道77号⇒市道高津旭線⇒三段池公園⇒府道55号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒福崎IC⇒播但有料連絡道路⇒山陽姫路東IC⇒山陽自動車道⇒龍野西IC⇒県道121号⇒国道2号	市民体育館	相生市	相生市立青葉台小学校
	星原町	星原町公民館				相生市立那波中学校
	小呂町	小呂町公会堂				
	桜が丘三丁目	桜が丘一丁目コミュニティセンター				
物部	白道路	白道路公会堂	府道9号⇒府道55号⇒三段池公園⇒府道55号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川IC⇒中国自動車道⇒山崎IC⇒国道29号	—	宍粟市	宍粟市立一宮南中学校
						生涯学習センター学遊館
志賀郷	別所	別所町公会堂	府道490号⇒府道9号⇒府道55号⇒三段池公園⇒府道55号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川IC⇒中国自動車道⇒山崎IC⇒国道29号	—	宍粟市	宍粟市立はりま一宮小学校
	志賀郷	志賀小学校				宍粟市立山崎小学校
	向田	志賀小学校				宍粟市立千種小学校
	坊口	坊口町公会堂				
	金河内	金河内公民館				
	仁和	仁和町公民館				
	志賀	志賀小学校				

(その4)

地域	地区	集合場所	主な避難経路	拠点 避難所	避難先	
	篠田	篠田町公会堂	府道490号⇒府道9号⇒府道55号⇒三段池公園⇒府道55号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川IC⇒中国自動車道⇒山崎IC⇒国道29号	—	穴栗市	穴栗防災センター
	内久井	内久井公民館				波賀B&G海洋センター
	西方	志賀郷公民館				スポニックパーク宮

## (2) 避難用車両の確保

防護措置の判断基準（EAL 及び OIL）に基づく、段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、国や関西広域連合、京都府の協力を得て、避難に必要なバスの台数確保に務めるものとする。

なお、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、京都府を通じて自衛隊や警察、消防等実動部隊に支援を要請するものとする。

### <各府県のバス会社が保有する車両台数>

府県名	保有台数（台）	府県名	保有台数（台）
京 都 府	2,350	和 歌 山 県	718
滋 賀 県	950	三 重 県	1,337
大 阪 府	5,336	徳 島 県	619
兵 庫 県	4,100	石 川 県	1,110
奈 良 県	1,022	鳥 取 県	520

（資料：高浜地域の緊急時対応）

### <近隣市のバス会社が保有する車両台数>

令和4年1月1日現在

事業者名	保有台数（台）	輸送可能人員（人）	所在地	連絡先電話
あやバス (株)関西丸和のびバス	乗合 12	388	綾部市桜が丘3丁目6-3	0773-43-3800
	貸切 -	-		
丸中観光バス(株)	乗合 -	-	京丹後市峰山町新町 1773-1	0772-62-4858
	貸切 8	246		
久美浜観光バス(株)	乗合 -	-	京丹後市久美浜町佐野 884-1	0772-84-9030
	貸切 8	252		
(株)京都さくら観光バス	乗合 -	-	京丹後市久美浜町丸山 58	0772-84-0818
	貸切 8	258		
丹後海陸交通(株)	乗合 60	2,842	与謝野郡与謝野町字上山 田641-1	0772-42-0326
	貸切 10	3,232 390		
京都交通(株)	乗合 45	1,730	舞鶴市字喜多1048-27	0773-75-5000
	貸切 15	2,369 639		
(株)コスモ観光	乗合 -	-	舞鶴市字公文名70-1	0773-77-1555
	貸切 15	483		
日本交通(株)	乗合 -	-	福知山市篠尾長ヶ坪 115-11	0773-23-9111
	貸切 14	462		
前田観光自動車(株)	乗合 -	-	福知山市末広町5-31	0773-24-0117
	貸切 8	342		

つづき

事業者名	保有台数(台)	輸送可能人員(人)	所在地	連絡先電話
(株)京都みやび交通	乗合 ー	ー	南丹市美山町音海上野3	0771-75-1177
	貸切 5	135		
(有)美山観光バス	乗合 ー	ー	南丹市美山町鶴ヶ岡橋戸20-1	0771-76-9060
	貸切 4	102		

<市が保有する避難用車両台数>

防災・危機管理課	4	ワゴン2、リフト付きマイクロバス2、
総務課	1	マイクロバス1
社会福祉課	2	リフト付きマイクロバス1、大型バス1
社会教育課	1	マイクロバス1
高齢者支援課	1	マイクロバス1

<社会福祉施設が保有する避難用車両台数>

高齢者支援センター松寿苑(綾部市生活支援ハウス)	1	ワゴン1
いこいの村聴覚言語障害センター	1	ワゴン1

(3) 避難の確認

避難対象地域住民等の避難輸送の確認については、次のとおりとする。

- ① バスに乗車の際、市職員により氏名を確認する。
- ② 個人乗用車等での自力避難者は、綾部市災害対策本部又は自治会長に避難者と避難先を伝える。
- ③ 避難完了の確認は、市職員、消防署員、警察署員による班を編成し、戸別訪問のうえ、確認する。

(4) 事業所従業員、観光客等一時滞在者等への対応

事業所従業員、観光客等一時滞在者等、対象地区に住居を有さない方に対しては、全面緊急事態に至るまでに防災行政無線等を通じて、速やかな帰宅を指示する。

なお、別に対象地区の事業所名簿を作成し、市職員等により避難の状況を確認するとともに、地区内巡回により確認を行う。

## 5 要配慮者への配慮

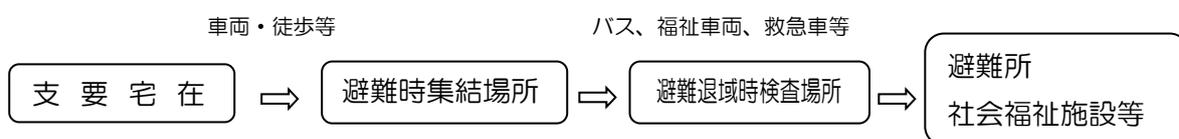
### (1) 在宅の要支援者の避難について

市は、避難行動要支援者名簿を毎年更新し、平常時から要支援者の把握に努める。

市は、名簿に基づき避難行動要支援者の同居者及び支援者に対し、防災行政無線、FM いかる、緊急速報メール（NTT ドコモではエリアメール）、電話などを用いて情報提供を行い、避難行動要支援者の屋内退避、一時移転等を実施する。

一般の避難所での生活が困難な方については、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書に基づき、社会福祉施設に対して協力を求める。

福祉避難所で受け入れが困難な場合は、京都府災害時要配慮者避難支援センターに避難先の調整・確保を依頼する。



### <受入れ可能福祉施設>

施設名	所在地	連絡先
綾部市保健福祉センター	綾部市青野町東馬場下 15-6	0773-42-0111
特別養護老人ホーム丹の国荘	綾部市小畑町うずいの67	0773-48-0701
医療法人社団恵心会 介護老人保健施設 綾部京都さくらホーム	綾部市高津町遠所 1 番地 611	0773-40-1066
ミストラル介護センター綾部	綾部市栗町土居ノ内 31	0773-47-9100
特別養護老人ホーム京都綾部ききょうの郷	綾部市高津町遠所 1-621	0773-40-1300
特別養護老人ホーム京都老人ホーム	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60	075-641-6622
特別養護老人ホームヴィラ向島	京都市伏見区向島新上林町 16	075-622-8687
特別養護老人ホームレーベン横大路	京都市伏見区横大路鍬ノ本 35	075-622-8855
特別養護老人ホーム竹の里ホーム	長岡京市奥海印寺走田 1-1	075-951-2230
京都市桂川療護園	京都市西京区下津林東大般若町 32	075-391-1675
京都市洛南身体障害者福祉会館	京都市南区吉祥院西定成町 35	075-691-2468
福知山学園あまだ翠光園	福知山市三和町千束 833-1	0773-58-2822
京北やまぐにの郷	京都市右京区北大野町葛蒲ケ回互 10-2	075-853-0571
ききょうの杜	福知山市桔梗が丘6丁目 31	0773-20-3111

### <屋内退避施設>

施設名	所在地	連絡先
奥上林公民館（林業者等健康管理センター）	故屋岡町三反田 1 5	0773-55-0001
高齢者支援センター松寿苑（綾部市生活支援ハウス）	八津合町寺町 1-1、2 5	0773-54-9030
いこいの村（梅の木寮）	十倉名畑町久瀬谷 2	0773-46-0101

※施設周辺の要支援者で、避難することにより、かえって健康リスクが高まるような者に

については、放射線防護機能を付加した上記施設に屋内退避することにより、安全な避難に努めるものとする。

<要支援者搬送病院>

施設名	所在地	連絡先
綾部市立病院	青野町大塚 20-1	0773-43-0123
公益社団法人 京都協立病院	高津町三反田 1	0773-42-0440

<在宅の要支援者の状況>

令和7年1月1日現在

	高浜発電所	大飯発電所
奥上林地区	52	52
中上林地区	130	130
口上林地区	24	
山家地区	44	
東八田地区	101	3
西八田地区	80	
吉美地区	7	
物部地区	8	
志賀郷地区	78	
合計	524	185

(資料：避難行動要支援者名簿)

(2) 社会福祉施設の受入先確保について

避難行動要支援者については、避難等により健康リスクが高まる者があることを考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。

福祉施設において、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターに対し、避難先の調整・確保について協力を要請する。

避難手段については、特殊な車両が必要となることから、施設管理者や京都府、京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携し、移送手段の確保に努めるものとする。

通所サービス利用者については、時間的に余裕のない場合等を除き、EAL1（警戒事態）が発出された段階で施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。ただし、時間的余裕がなく、やむを得ず屋内退避させる必要がある場合は、家族や支援者に連絡の上、施設内にとどまらせ、施設から避難を行う。

市は、京都府災害対策本部、京都府災害時要配慮者避難支援センター及び避難元施設と密接に連携し、要支援者の迅速な避難の実施に努める。

<マッチングフロー>

- ①災害時要配慮者避難支援センターから避難先・避難元双方の社会福祉施設に災害に対する情報を提供



<避難先施設>

避難元	避難先	
施設名	施設名	所在地等
障害者支援施設いこいの村 栗の木寮	京都府立心身障害者福祉センター	城陽市中芦原 0774-54-1400
特別養護老人ホーム いこいの村梅の木寮	特別養護老人ホーム梅林園	城陽市中芦原 55 0774-52-4500
	特別養護老人ホーム ビハーラ本願寺	城陽市羅奈島内垣内 1 0774-54-0700
	特別養護老人ホーム楽生苑	久御山町坊之池坊村中 66 075-632-1094
高齢者支援センター松寿苑 小規模特養あたご	特別養護老人ホーム第2松寿苑	綾部市田野町田野山 2-169 0773-43-1123
	医療機関	—
いこいの村・とくらの家	特別養護老人ホーム楽生苑	久御山町坊之池坊村中 66 075-632-1094
グループホームコスモス寮	京都府立心身障害者福祉センター	城陽市中芦原 0774-54-1400
小規模特養おかやす	特別養護老人ホーム第2松寿苑	綾部市田野町田野山 2-169 0773-43-1123
るんびに学園	つばさ園	京都市西京区山田平尾町 51-28 075-381-3650

(3) 学校、幼稚園等の避難等

就業中に原子力発電所において住民等に影響を及ぼす事故・故障等が発生した場合は、学校長、園長等を中心とした原子力災害対策本部を設置し、市災害対策本部及び教育委員会からの指示・情報に基づき、児童・生徒・園児等及び教職員等施設関係者の安全確保を図る。

学校、幼稚園等は、災害時における市災害対策本部及び教育委員会との連絡体制を整備し、情報収集や屋内退避、避難時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、災害の状況に応じた臨機応変な対応を行うものとする。

児童・生徒・園児等の避難については、警戒事態（EAL1）において、保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態（EAL3）までに帰宅又は引き渡しを完了する。

保護者への引き渡しは、引き渡し確認表に基づき実施し、帰宅後は自宅の所在する地域の住民として避難する。

教職員等施設関係者は、児童・生徒・園児等を安全に保護者に引き渡した後に避難する。

保護者への引き渡しができなかった児童・生徒・園児等については、校内の適切な場所にとどませ、学校が所在する自治会の避難所に避難する。

保護者とは、平常時から学校の避難先について確認し合い、保護者への児童・生徒・園児等の引き渡しは、引き渡し確認表に基づいて、避難先で行うものとする。

<段階に応じた災害への対応>

- ① 警戒事態発生時の通報が市にあったとき。
  - ・ 学校長、園長等を中心とした原子力災害対策本部の設置
  - ・ 市災害警戒本部及び市教育委員会からの情報入手と伝達
  - ・ 児童、生徒、園児等及び教職員等施設関係者の確認
  - ・ 緊急でない電話や携帯電話の通話を控える。
  - ・ テレビやラジオによる国、京都府の情報にも注意する。
  - ・ 警戒事態において、保護者に迎えを依頼の上、児童・生徒・園児等を帰宅させる措置をとる。保護者への引き渡しは、全面緊急事態（屋内退避指示）までに完了する。
  
- ② 「屋内退避」時の対応
  - ・ 教室や体育館などの屋内に退避させる。
  - ・ 洗顔、うがい、手洗いを行う。
  - ・ ドア、窓は閉め、換気扇は止める。
  - ・ 一旦学校内での退避とし、状況に応じて、市災害対策本部と協議の上、保護者に連絡をし、バス下校等による自宅退避に移行する。
  
- ③ 「避難指示」時の対応
  - ・ 市災害対策本部から学校等に避難の指示を行う。
  - ・ マスクや上着を着用して、持ち物を最小限にまとめる。
  - ・ 児童、生徒、園児等及び教職員等施設関係者の確認
  - ・ 市災害対策本部が手配したバス等に乗車し、避難退域時検査場所へ輸送
  - ・ 避難退域時検査終了後、バスを乗り換えて避難所へ輸送

<UPZ圏内の学校等>

令和7年4月1日現在

名称	所在地	高浜発電所からの		園児・児童・生徒数	電話番号
		方位	距離 (km)		
綾東こども園	十倉名畑町三ツ辻 7-2	南西	25 km	40 人	45-1488
八田幼稚園	梅迫町大野 20	南西	26 km	16 人	44-0012
上林小学校・ 上林中学校 ※	八津合町片山 17	南西	19 km	52 人	54-0001
東八田小学校	上杉町中嶋 2	南西	25 km	34 人	44-0004
西八田小学校	岡安町家ノ下 10	南西	28 km	74 人	44-0145
志賀小学校	志賀郷町丁田 8	南西	29 km	37 人	49-0207
八田中学校	梅迫町大野 20	南西	26 km	73 人	44-0024

※ 大飯発電所 32.5 km圏内

## 6 医療体制の確保

### (1) 救護所の設置

#### ① 避難所開設初期

避難所に避難してきた住民に対し、氏名、住所等の確認を行うとともに、京都府と連携して救護所を設置し、避難者の健康管理に努めるものとする。

#### ② 避難所生活安定期

避難所生活をするにより、継続した治療が必要な住民や常備薬を服用している住民について、各避難所で避難所担当職員が確認を行い、保健部医療班が取りまとめ、医療機関等の協力を得て、診療等を行うものとする。

また、京都府中丹東保健所との連携のもと、保健師を各避難所に派遣し、避難者の健康管理や精神的ストレスのケアに当たる。

### (2) 原子力災害時における医療体制

避難退域時検査場所でのスクリーニング数値により、被ばくの可能性があると判断される場合は、京都府と連携し、下記の原子力災害拠点病院等に搬送するものとする。

府内の原子力災害拠点病院

施設名	所在地	連絡先
独立行政法人国立病院機構 京都医療センター（基幹病院）	京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161
京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原 町54	075-751-3111
京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広 小路上る梶井町465	075-251-5111

中丹管内の原子力災害医療協力機関（医療機関）

施設名	所在地	連絡先
綾部市立病院	綾部市青野町大塚 20-1	0773-43-0123
市立福知山市民病院	福知山市厚中 231	0773-22-2101
医療法人 福富士会京都ルネス病院	福知山市末広町 1-38	0773-22-3550
市立福知山市民病院大江分院	福知山市字河守 180	0773-56-0138
独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680
舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷 427	0773-75-4175
国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院	舞鶴市字浜 1035	0773-62-2510

#### <被ばく検査を含む健康診断の実施>

- ・避難退域時検査場所における避難退域時検査でOIL4を超える汚染が検出されなかった避難所も含め、避難者各人の健康管理のための被ばく検査を含む健康診断の実施については、国の対応方針の詳細が示されていないことから、今後の検討課題とする。

## 7 安定ヨウ素剤の配布・服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がんを発生させる可能性がある。安定ヨウ素剤を事前に服用することで、このような内部被ばくの低減を図る。

原子力災害対策指針では、全面緊急事態に至った場合、UPZ内では屋内退避を実施し、その後、原子力規制委員会が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果に基づく空間放射線量率等を勘察し、避難や屋内退避と併せた防護措置として安定ヨウ素剤の配布・服用を判断することとされている。

市は、国からの指示に基づき、避難や一時移転の際に、迅速に備蓄場所から持ち出して、医師や薬剤師の協力を得て避難時集結場所や避難経路に面した公共施設、避難退域時検査場所において、安定ヨウ素剤の配布・服用を行う。

また、安定ヨウ素剤の服用により副作用が生じる可能性があることから、家族等に服用後の様態観察を依頼するとともに、副作用を自覚した者からの相談に対応できるよう医療・救護体制の整備に努めるものとする。

### <安定ヨウ素剤の備蓄場所等>

施設名	所在地	備蓄数
綾部市立病院	青野町大塚 20-1 (43-0123)	丸薬 25,830 丸 小児用ゼリー状ヨウ素剤 (16.3mg) 67 包 小児用ゼリー状ヨウ素剤 (32.5mg) 230 包
上林いきいきセンター	八津合町上荒木 5 (54-0095)	丸薬 4,470 丸 小児用ゼリー状ヨウ素剤 (16.3mg) 10 包 小児用ゼリー状ヨウ素剤 (32.5mg) 30 包
特別養護老人ホーム いこいの村梅の木寮	十倉名畑町久瀬谷 2 (46-0101)	丸薬 360 丸 小児用ゼリー状ヨウ素剤 (32.5mg) 100 包
障害者支援施設 いこいの村栗の木寮	十倉名畑町久瀬谷 2 (46-0101)	丸薬 190 丸 小児用ゼリー状ヨウ素剤 (32.5mg) 10 包
いこいの村・とくらの家	十倉名畑町欠戸 20-1 (46-0771)	丸薬 20 丸 小児用ゼリー状ヨウ素剤 (32.5mg) 30 包
いこいの村コスモス寮	十倉名畑町折紙田 18-2 (46-0751)	丸薬 30 丸

るんびに学園	十倉中町米谷 16 (46-0543)	丸薬 100 丸 小児用ゼリー状ヨウ素剤 (16.3mg) 3 包
--------	------------------------	---

<服用量等>

- ・ 新生児 安定ヨウ素剤 16.3 mgゼリー剤 1 包
- ・ 生後 1 か月以上 3 歳未満の者 安定ヨウ素剤 32.5 mgゼリー剤 1 包
- ・ 3 歳以上 13 歳未満の者 ヨウ化カリウム丸 1 個
- ・ 13 歳以上の者 ヨウ化カリウム丸 2 個

<避難経路途中の配布場所>

緊急時における自家用車の乗り合せによる避難に備え、避難経路途中の公共施設等において安定ヨウ素剤の配布が行えるようあらかじめ候補地を選定し、住民への周知に努めるものとする。

安定ヨウ素剤緊急配布場所候補地	所 在 地
奥上林公民館	綾部市故屋岡町三反田 1 5
あやべ山の家	綾部市睦寄町今竹 1 0-1
上林小・中学校	綾部市八津合町片山 1 7
上林いきいきセンター	綾部市八津合町上荒木 5
中上林公民館	綾部市八津合町縄手 1
健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
東綾小・中学校	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
綾部市中央公民館	綾部市里町久田 2 1-2 0
綾部市総合運動公園	綾部市上杉町大宝山 1 0
八田中学校	綾部市梅迫町大野 2 0
西八田小学校	綾部市岡安町家ノ下 1 0
西八田公民館	綾部市岡安町岡 2 2-1
志賀小学校	綾部市志賀郷町丁田 8
物部公民館	綾部市物部町東野 4 6-1

## 8 市外避難状態が長期化する場合

京都府を通じ関西広域連合と連携を図り、適切な避難対応を調整するとともに、避難者情報の把握やケア、本市情報の提供等に努める。

### <二次避難先の確保等>

原子力災害の場合は、原子力施設の状況や放射性物質の放出による地域の汚染状況により、居住地に早期に戻れないおそれがある。

市は、京都府と連携し、避難者の避難生活の安定確保と避難先市町の負担を軽減するため、二次避難先の確保に努める。

市は、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数及び世帯数の把握、避難世帯の意向把握に努める。

二次避難先としては、公営住宅や民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅（みなし仮設）、国や府県の協力を得て職員官舎等を確保し、それでもなお不足する場合に応急仮設住宅を整備する。応急仮設住宅の建設に当たっては、交通の利便性や住環境等に配慮し、候補地の選定に努める。

また、旅館やホテル等を二次避難先とする場合は、本来営業への影響を配慮し、あらかじめ事業者と協議して利用期間を定めておくことが望ましい。

市は、京都府と連携し、二次避難先への移行を円滑に進めるため、当面必要となる家電製品等の生活用品の確保（無償提供等）について、国、日本赤十字社、経済団体等に協力を求める。

## 9 計画の見直し

この計画について、計画的に訓練を実施し実効性の検証を行うとともに、関係法令や規定等の見直し、新たな知見が得られた場合は見直しを行う。